

連結納税の開始等に伴う時価評価資産 に関する届出書

※ 整理番号	
※ 連結グループ整理番号	



平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	(フリガナ) 法人名	
	<input type="checkbox"/> ① 連結子法人となる法人 <input type="checkbox"/> ② 業年度の連結親法人 株式交換の日の前日の属する連結事	本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話 () -
		納税地	〒 電話 () -
		(フリガナ) 代表者氏名	㊟
		事業種目	業
		資本金又は出資金の額	円

法人税法第 61 条の 11 第 1 項第 6 号ロ の 開始
に規定する連結納税 に伴う時価評価資産に関する届出書を
法人税法第 61 条の 12 第 1 項第 4 号ロ への加入
提出します。

時価評価資産の状況 連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書付表(時価評価資産の状況)のとおり

連結親法人となる法人又は連結親法人		加入する連結子法人	
(フリガナ) 法人名		(フリガナ) 法人名	
納税地	〒 電話 () -	本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話 () -
(フリガナ) 代表者氏名		(フリガナ) 代表者氏名	
事業種目	業	事業種目	業
資本金又は出資金の額	円	資本金又は出資金の額	円

申請書を提出した日及び税務署	平成 年 月 日	最初連結親法人事業年度	自平成 年 月 日	参考事項
	税務署		至平成 年 月 日	
申請した旨の書類を提出した日及び税務署	平成 年 月 日	加入の書類を提出した日及び税務署	平成 年 月 日	
	税務署		税務署	

税理士署名押印 ㊟

※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	備考
----------	----	-----	------	----	----

(規格 A 4)

「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」の記載要領

- 1 この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第 61 条の 11（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）又は法第 61 条の 12（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）の規定により、時価評価を要しない法人に該当し要件を満たすものとして、同要件に掲げる連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出を行う場合に使用してください。

区 分	法 人 (概 要)	要 件 (概 要)
(1) 連結納税の開始に伴い届出を行う場合（法 61 の 11 ①六）	株式交換に係る完全子会社及び当該完全子会社が最初連結親法人事業年度開始の日の 5 年前の日（※）又は設立の日から株式交換の日まで発行済株式等を 100% 継続保有している法人	株式交換の日から当該開始の日まで発行済株式等を 100% 継続保有しており、かつ、以下の要件をすべて満たしていること イ 連結納税の開始直前事業年度終了の時に時価評価資産につき利益・損失の計上を行うことが見込まれていないこと ロ 「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」を提出していること ハ 連結納税の開始直前事業年度終了の時に当該完全子会社等の株式等を継続保有することが見込まれていること ニ 連結親法人となる法人が法人税を免れる目的で完全支配関係としたものでないこと
(2) 連結納税への加入に伴い届出を行う場合（法 61 の 12 ①四）	株式交換に係る完全子会社及び当該完全子会社が株式交換の日の 5 年前の日（※）又は設立の日から株式交換の日まで発行済株式等を 100% 継続保有している法人	以下の要件をすべて満たしていること イ 株式交換の時に時価評価資産につき利益・損失の計上を行うことが見込まれていないこと ロ 「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」を提出していること ハ 株式交換の時に当該完全子会社等の株式等を継続保有することが見込まれていること ニ 連結親法人が法人税を免れる目的で完全支配関係としたものでないこと

- (注) (※) は、平成 18 年 12 月 31 日前に終了する連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度については、「最初連結親法人事業年度開始の日の 5 年前の日」又は「株式交換の日の 5 年前の日」を（平成 14 年 1 月 1 日）と読み替えて時価評価の要否を判定します（法人税法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 79 号）附則（以下「附則」といいます。）第 9 条第 3 項、第 10 条第 3 項）。

- (1) 連結納税の開始に伴い届出を行う場合
 ◇提出法人：連結子法人となる法人
 ◇提出期限：開始直前事業年度に係る確定申告書の提出期限
 ◇提出先：連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長
 ◇提出部数：1 通（提出法人が調査課所管の場合には、2 通）
- (2) 連結納税への加入に伴い届出を行う場合

- ◇提出法人：① 連結子法人となる法人
 ② 株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人

(注) ②は、連結子法人となる法人が株式交換の日の前日の属する事業年度において連結納税を適用している場合の提出法人です。

- ◇提出期限：株式交換の日の前日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限
 ◇提出先：① 連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長
 ② 株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人の納税地の所轄税務署長
 ◇提出部数：1 通（提出法人が調査課所管の場合には、2 通）

2 各欄の記載要領

- (1) 「提出法人」欄の各欄は、提出法人が該当する□にレ印を付すとともに、提出法人の法人名等を記載してください。
- (2) 標題は、いずれか一方の不要文字を抹消してください。
- (3) 「連結親法人となる法人又は連結親法人」欄の各欄は、連結親法人となる法人又は連結親法人について記載してください。
- (4) 「加入する連結子法人」欄の各欄は、加入する連結子法人について記載してください。
 (注) 当該各欄は、加入する連結子法人が株式交換の日の前日の属する事業年度において連結子法人として連結納税を適用している場合に記載してください。
- (5) 「申請書を提出した日及び税務署」欄は、この届出書が連結納税の開始に伴う届出の場合に「連結納税の承認の申請書」の提出年月日及び提出先税務署名を記載してください。
- (6) 「最初連結親法人事業年度」欄は、連結親法人となる法人の最初連結親法人事業年度を記載してください。
- (7) 「申請した旨の書類を提出した日及び税務署」欄は、この届出書が連結納税の開始に伴う届出の場合に「連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書」の提出年月日及び提出先税務署名を記載してください。
- (8) 「加入の書類を提出した日及び税務署」欄は、連結納税への加入に伴い「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日及び提出先税務署名を記載してください。
- (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。
- (10) 「※」欄は、記載しないでください。